

## 南砺市農業委員会第2回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 8月 6日
- 2.開会時刻 令和 2年 9月 2日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 9月 2日 午後3時20分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	欠
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 協議第2号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外

## 及び農用地区域への編入について

### 第4 報告事項

報告第3号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による  
通知書について

### 8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

### 9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。定刻となりましたので、只今から、第2回南砺市農業委員会 令和2年9月の総会を開催いたします。本日の出席人数は、委員総数20名のうち19名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 | 残暑の厳しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。富山県も新型コロナウイルスの感染者が日々出てきて、不安な状態の中で会議を開催しております。新任の農業委員さんにおかれましては、先般研修会にご出席いただいたところでもあります。この研修会の開催にあたり「どうしても開催しなければならないか」等の意見がございました。主催者側としては、感染されないよう万全に期する策を講じて開催したい旨により実施されたようです。不安の中で会議を実施することは大変なことであります。皆さんも最大限の対策をして、日々お過ごしいただきたいと存じます。

議長 | 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は3番の委員、4番の委員の2名の方よろしくお願いたします。それでは議事に入ります。

議長 | 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、

議長

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第7号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回2件の申請がありました。面積857㎡、畑のみです。  
受付番号1番です。

譲渡人は県外に在住しており、所有農地の維持管理等が困難となってきました。申請地 畑 818㎡は、任意の〇〇営農組合で集積されており、その代表の方に譲り渡すものです。

受付番号2番です。

譲渡人は高齢となり、近年では身体の具合も悪く、農地の維持や管理が困難となってきたため、申請地 畑 39㎡を申請地付近に農地を所有する譲受人に譲り渡すものです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第8号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は、1件の申請がありました。面積874㎡、田です。

建設資材置場            1件        田1筆        874㎡

事務局

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地 田 1 筆 874 m<sup>2</sup>を建設資材置場に転用するものです。

申請者は現在、個人で建設業を経営しております。

ユンボ等の重機や建設資材は、市外在住の息子の住宅敷地に置き、残りは自宅横にある倉庫及び借入倉庫棟に置いております。近年、市外等における受注が減り、市内の現場のみとなり、新たな建設資材も必要となっている状況です。このことから、今回、市外のを全て市内へ集約することで市内の工事等は速やかに対応できるものと考え申請するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 9 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 6 件の申請がありました。面積 7,226 m<sup>2</sup>、地目はすべて田です。

資材置場	1 件	田	1 筆	109 m <sup>2</sup>
------	-----	---	-----	--------------------

自動車置場	1 件	田	1 筆	111 m <sup>2</sup>
-------	-----	---	-----	--------------------

事務局

社屋・駐車場、資材置場	1 件	田	3 筆	5,956 m <sup>2</sup>
駐車場敷地	1 件	田	1 筆	413 m <sup>2</sup>
住宅及び農用物置敷地	1 件	田	2 筆	307 m <sup>2</sup>
分家住宅	1 件	田	1 筆	330 m <sup>2</sup>
計	6 件		9 筆	7,226 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

譲渡人は、申請地 田 109 m<sup>2</sup>を譲受人の資材置場として転用するものです。

譲受人は県外で造園工事の設計を営んでおります。近年、県内西部地域での仕事が増加。今後もさらに増え続けると考えられ、また、自身の職場に庭石を置きながら営業等を行っておりますが、高岡市及び砺波市への移動に不都合が生じております。

この申請地は、隣接県側からの県道 27 号線と国道 304 号線へのアクセスがしやすく、近隣市町村への移動もスムーズであることから、業務の効率化を図るには最適な場所と考え、また、トラックなどの乗り入れにも容易であり、駐車スペース兼作業スペースとして確保できるものとし、最大 100 個まで庭石を置く予定にしております。但し、この土地ですが、転用許可も得ていないにも関わらず、前面道路の拡幅工事に伴い、勝手に土を搬入したため、申請と併せて是正いたします。

農地区分は二管理設及び 2 以上の教育施設が存在することで 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

譲渡人は、申請地 田 111 m<sup>2</sup>を譲受人に自動車置場として転用するものです。

譲受人は、現在、住宅敷地にて自動車板金や整備販売等の業務を行っております。その敷地内では、板金修理の車と販売用の車が混在しております。修理車を置くスペースを確保するために、販売用の車を減らすことは、販売収益の減少に繋がることから、土地を別に用意し、販売用の車を展示して人目につくよう申請地に配置すれば、販売機会の増加が見込まれ、収益の向上が期待できるものと考えております。

農地区分は 2 以上の教育施設が存在することで 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えら

れます。

受付番号 3 番です。

譲渡人は、申請地 田 3 筆 5,956 m<sup>2</sup>を譲受人の社屋及び駐車場、資材置場に転用するものです。

譲受人の本社屋は耐震構造に適合していないことが判明。経年劣化により、雨漏りが発生したことで業務に支障を来たしていること、事業規模拡大と事業継承に向けて社員の増員を見込むと、床面積の不足が顕著であることなどの理由により現在の資材置場を駐車場スペースに変更し、その隣接地に新社屋の建設を計画いたしました。計画では、現在使用している資材置場スペースがなくなるため、隣接する東側部分へ新たに資材置場を配置して、作業の効率化を図り、安全性を高めたく申請するものです。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張と考えられます。

受付番号 4 番です。

譲渡人は申請地 田 413 m<sup>2</sup>を譲受人に駐車場敷地として転用するものです。

今年度予定されている都市計画道路の荒木線改良事業に伴い、地権者の譲渡人に了承を得ましたが、全筆買収とは至らず、残地も処分対象とすることを条件に買収することになっており、一時的な通路の確保も必須となりました。一方、隣接する庁舎東側の駐車場が県営都市計画道路事業により、約 1,100 m<sup>2</sup>中約 560 m<sup>2</sup>が買収され、駐車台数 43 台から 18 台へ半数以下となる見込みです。7 月に市役所統合により、来庁者が増加し、来客用駐車場も不足している状況であり、申請地を既存駐車場縮減分の一部復元を目的として購入したく申請するものです。

農地区分は用途地域内（第一種住居地域）で 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 5 番です。

譲渡人は 2 名おり、譲渡人 A は申請地 田 238 m<sup>2</sup> 譲渡人 B は申請地 田 69 m<sup>2</sup> 計 307 m<sup>2</sup>を 譲受人〇〇に分家住宅敷地及び農用物置敷地として転用するものです。

農用物置の農地区分は農用地と判断され、転用許可基準は農用地利用計画において指定された用途に該当するものと考えられます。今回、分家住宅を新築するにあたり、農用物置

事務局

の一部が申請地にかかってしまうため、過去に農地法に基づく転用申請をせずに、無断で建築したものとして是正することとします。

また、譲受人〇〇は、現在、市内のアパートに住んでおり、今後、子どもが生まれた際にはアパートでは手狭となるため、自己所有住宅を新築することにしました。自身が長男であり、実家との行き来ができる場所で生活したいと考え、既存敷地と隣接した申請地であれば安心して生活できることから、今回、譲渡人Bから承諾いただき、2筆で一体利用する計画で住宅敷地として申請するものです。

農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号6番です。

譲渡人〇〇は申請地 田 330 m<sup>2</sup>を譲受人〇〇に分家住宅敷地として転用するものです。

譲受人〇〇は、現在家族3人で借家に住んでおり、年内には子供が増える予定です。子どもの成長に伴い、子ども部屋が必要になってきますが、現在の住まいでは大変手狭かつ借家であることから、譲受人の家族に相談したところ、住宅を新築することになりました。妻の両親から今後の子育ての手伝いなど、互いに行き来できる場所を勧められ、申請することにしました。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第1種中高層住居専用地域）で3種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

受付番号3番の案件についてご質問です。

この案件につきまして、先月8月3日に申請書類を確認したところですが、私自身が7月の組織委員会に出席しただけで、書類を目にし、早々に署名と捺印をしなければならない状況下となり、訳も分からないまま記名した記憶がございます。組織委員会では「書類の内容をよく確認したうえでの署名と捺印」との説明でしたが、実際はじっくりと内容確認させてもらえず、反対に急がされてしまい、署名した経緯がございます。このような状況に対して、今後はどのように対応・

〇〇委員 判断すればよいか教えてください。

事務局

受付番号 3 番の案件ですが、今年 4 月に除外届出がございまして、前農業委員担当者が手続き等の確認をされております。実際、農業委員さんに確認していただくところはいろいろございますが、まずは、地権者、農地を耕作している耕作者の同意を得ているか否かの確認です。また、集落内で情報共有がなされているか、区長や自治会長等の同意を得ているか。平場地域では、多面的機能支払交付金の対象農地、中山間地域では中山間地域等直接支払制度の対象農地になっている場合が多数ございます。除外・転用の手続きとなりますと、対象から外れてしまうことになり、返還が発生いたします。それは集落内の関係者にご存知か否かの確認です。水利関係の面土改・線土改いずれにおいて承諾されているか否かの同意です。申請者の同意が必ず必要ですのできちんと記載されているか、隣接地の耕作者の同意、近隣の耕作者の同意も得ているか等です。

できる限り現場の確認もお願いしたく、よく問われることは雨水排水計画がきちんとなされているかです。溢れたりすることの無きよう対策がされているかの確認です。この申請または届出の印鑑等を求めたりする方は、行政書士や司法書士、コンサルの方ですので、両方で確認することもお勧めいたします。委員会に諮る案件は、全てが事前に事務局に情報が入りませんので、地元の話なども十分に聞きとることも必要になってくると思います。

〇〇委員

区長さんや代表者等の承諾の印鑑があれば問題はないと判断しても構いませんか。

事務局

基本的には最後に担当地区の農業委員さんが署名・捺印することで提出書類として完了となります。

議長

この案件は 3,000 m<sup>2</sup>以上ということで、農業会議の常設審議委員会に諮ることになります。市で議決されても、現地確認後に委員会に諮り、審議されようやく県へ進達されることになるわけです。

また、申請案件等の書類の押印についてですが、余程のことがない限り問題はないかもしれません。



- 〇〇委員 | 今のこの話について、ひとつ確認いたします。  
自身のところへ署名を求められ、ついうっかり見過ごして押印した場合、あとあと問題になることはないか。少し時間を置く期間をもらっていいものか。
- 事務局 | 急ぎかもしれませんが、納得いかない書類に対して、押印するのは問題があります。申請農地には地権者、隣接者、集落営農などの耕作者まで波及してきますので、やはり慎重になさっていただきたいと思います。急ぐような話をされましても、一度現場を確認してからと伝えるようにしてください。
- 議長 | この書類の署名・捺印についての経緯を話します。  
合併して半年経過した頃は、書類にその箇所はなかったようです。当時、地元委員さんが知らない案件が委員会で諮られたことが問題となり、今のような形式になったということです。
- 議長 | 他に何かありますか。
- 議長 | ご異議がないようですので採決をとります。  
議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。  
  
(全員挙手)
- 議長 | 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。
- 議長 | 続きまして、次の議題へ進みます。
- 議長 | 議案第 10 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。  
  
＝議案第 10 号について議案書をもとに朗読・説明＝
- 事務局 | 利用権の設定に関する案件で 8 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、3 件・15 筆の申請がありました。面積は、田 239 m<sup>2</sup> 畑 6,341 m<sup>2</sup> 計

事務局

6,580 m<sup>2</sup>です。

1番2番につきましては、〇〇地域です。利用権を設定する農地は地元の農事組合法人〇〇です。今回、賃料0円で始期終期1年間ということです。地目が畑となっておりますが、現況は田として耕作している場所です。

この案件は県営の土地改良事業が入っております。〇〇〇幹線用水路の改修が平成30年から始まっています。麦の刈り取り後に工事が開始されるとのことです。転作作物が作付け予定なので、営農組合では賃料相当を地権者に還元する形を考えているそうです。

次に3番です。

〇〇地域の新規設定です。239 m<sup>2</sup>で自家菜園として作付けしている農地で成形田であり農事組合法人〇〇〇〇が畑を作れなくなったため田として受けるとのことです。〇〇地域の単価設定は、農協が作られた小作料に順じて設定されたものと思われま。これを踏まえ、前回と比較した流動化状況につきましては、ほとんどかわりません。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第10号 農用地利用集積計画(案)の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして協議案件へ進みます。

議長

協議第2号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、事務局に説明を求めます。

＝協議第 2 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 8 月分の申請は除外 4 件、編入 2 件となっております。除外から説明いたします。農地を農地以外に利用する際は、除外の手続き後、転用手続きに入ることになり、南砺市の受付は偶数月の月末締めで、年 6 回となっております。

受付番号 1 番です。

城端の〇〇地内で、願出者は二人で、田 2 筆・364 m<sup>2</sup>です。譲受人は〇〇株式会社、用途は駐車場敷地としております。譲受人はバス等の運送業であり、従業員 25 名、事業用の車両として大型 6 台、中型 2 台、小型 4 台、介護タクシー 2 台の計 14 台を保有しています。従業員の駐車場は同じ敷地内で大変手狭であり、冬場は道路へはみ出すこともあり、不都合が生じております。効率よく事業展開するため、既存地の場所を整備し、願出地に従業員用 8 名分の駐車スペースを確保するための申請であります。耕作者は農事組合法人〇〇〇営農組合が請けていますが、同意を得ております。今後は農地法第 5 条申請の予定であります。

受付番号 2 番です。

福光の〇〇地区の申請です。願出地 田 361 m<sup>2</sup>を住宅敷地とするものです。譲受人は〇〇さんで、現在、妻と子ども 2 人で借家にて生活しています。実家には両親と祖母が住んでおります。将来的に両親の介護等で面倒を看ることになると考え、申請地を選びました。譲受人は、元営農指導員の経験から地元の農事組合法人〇〇と協力しながら農業も取り組んでいきたいとの思いもあり、〇〇地内で検討した結果、〇〇さんの土地の場所が適地であったため、交渉し承諾にまで至ったものです。

受付番号 3 番です。

福野の〇〇地区の申請です。願出地 田 500 m<sup>2</sup>を住宅敷地とするものです。譲受人の住まいは〇〇市であり、両親と兄、祖母の 5 人家族です。祖母が高齢で兄が療養中とのことで家の介護と看護等に向けたリフォームが必要となってきました。リフォームするにあたり構造面でコスト高であることが分かりました。結果、新築を希望することとし、譲受人は耕作者である農事組合法人〇〇の従業員であることから、勤務先の近隣地で検討してはどうかとなり、この代表者の土地で賃貸等の話をしたところ、譲り受けることになったものです。

事務局

受付番号 4 番です。

井波の〇〇地区の申請です。願出地 田 2 筆・2,875 m<sup>2</sup>を資材置場及び駐車場とするものです。譲受人（有）〇〇は、土木工事及び産業廃棄物処理運搬処理業等を行い、願出者の方はその代表者で、別業種も含めて手広く事業展開されています。現在、解体工事等の受注が増えてきており、コンクリート廃材などを既存地に分散し置いています。近年、手狭となってきました。受注が増加傾向ということで、重機類の工事車両も増やし従業員も増員する計画です。従業員の駐車場については、現状足りておらず、借地で対応しているため、利便性も考えたうえで申請に至りました。耕作者については、農事組合法人〇〇〇〇であります。同意を得ているところです。

続きまして、編入についてご説明申し上げます。

受付番号 1 番です。

福野の〇〇地区で、願出地 田 1,426 m<sup>2</sup>のうち 248 m<sup>2</sup>を農振農用地に編入するものです。隣接地の住宅敷地は昨年中、除外から 4 条転用済み（是正）であり、旧屋敷跡と雑種地を分合筆・地目変更した部分です。

受付番号 2 番です。

福光の〇〇地区で、願出地 田 55 m<sup>2</sup>は以前住宅敷地として除外地となっていました。〇〇地区は、令和 3 年度に土地改良事業を実施する予定であり、農振農用地でないと事業採択にならないことから届出があったものです。今後もこのような申請がでてくるかと思われまますので、慎重に手続き等をしていく次第です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありますか。

（異議なし）

議長

この案件につきましては、農業振興地域に農用地区域という区域を設けてございまして、その場所から除外してほしいという願い出で、富山県に計画変更について協議するものです。これは協議事項となりますので、議案として扱われず、農業委員会として除外しても問題はないか否かの意見を述べるものです。それで、県がこの除外申請を受けて同意した後、

議長 第4条もしくは第5条申請への手続きになるわけです。今は協議事項ですが、今後転用の案件に至る際は議案事項になりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
協議第2号 農業振興地域整備計画の農用地域からの除外及び農用地域への編入について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の報告事項へ進みます。

議長 報告第3号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局に説明を求めます。

事務局 =報告第3号について議案書をもとに朗読・説明=

今回の届出は2件ありました。

受付番号1番は、平地域で申請人は、市外の〇〇(株)〇〇で、申請地 畑2筆・126㎡を発電所・ダム放流警報の可聴範囲の増幅を図るため、吹鳴スピーカー柱の設置工事に係る仮設用地使用の為の賃貸借契約にて転用するものです。今回、申請地を選定した理由は、吹鳴可聴範囲調査から対象地への設置が適地と判断したものであり、着工時期は、令和2年9月1日から令和2年11月30日まで予定しております。

受付番号2番です。

申請人は、福野地域の〇〇で、申請地 田973㎡内944㎡を土地改良事業に伴う伏せ替え工事のため賃貸借契約にて転用するものです。今回、隣接する山見八ヶ用水路の水路伏せ替え工事に伴い、工事用道路として使用しその際に必要な仮設水路を設置するものです。着工時期は、令和2年9月1日から令和3年2月28日まで。現在、地元の農事組合法人〇〇と利用権設定中ですが、工事が閑散期間中となることから、既に合意を得ています。

事務局 以上の2件につきましては、農地法施行規則第53条第4号及び第53条第11号の農地転用のための権利移動の制限の例外に該当し、その中で受付番号1番は、電気事業者が送電用電気工作物の施設に供する場合に相当し、受付番号2番では、土地改良法に基づく土地改良事業によって、灌漑排水施設、農道等に転用する場合に該当するため、報告するものです。

議長 報告事項ですので採決いたしません。

議長 続きまして次の報告事項に進みます。

議長 報告第4号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第4号について議案書をもとに既読・説明＝

事務局 今回は、2件の届出がありました。面積は田のみ2,976㎡です。

2件分につきましては、全て議案番号第9号受付番号3番に関する案件です。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

＝その他について説明＝

事務局 (豪雨災害義援金の依頼)  
(研修会資料配布：継続農業委員さん含む)  
先月、〇〇委員からの質問に対し回答いたします。  
利用権設定期間につきましては、存続期間50年は問題ないか否かの件です。

利用権設定につきましては、以前は20年が上限だったよう

事務局 であります。平成 29 年の民法改正で 20 年が 50 年に変更となり、併せて農地法につきましても、20 年を 50 年に読み替えることとなったようです。今年の 4 月 1 日から施行されています。逆に 100 年ではどうかとなるとそれは無効であり、50 年が限界とされています。50 年間の内では存続期間は問題なしということです。利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を市が作成して、農業委員会が決定し公告することになっております。これは中途解約がない限り耕作者の権利は守られており、契約期間が満了することで自動的に貸借が終了することとなります。

議長 農業委員になられた方々に選挙のことについて申し上げます。農業委員は特別職の公務員です。地位を利用した選挙運動は禁止ですが、活政治動に制限はございませんので周知の方よろしくお願いいたします。

議長 全体通じて他にありますか。

〇〇委員 本日の議案第 7 号の案件について、農業委員として自らが世間の流れがどのようなものかというところで、農地法第 3 条ですから権利の移動になります。案件場所の地域的なものは理解しているのですが、10a 当たりの金額を教えてくださいたく、委員の皆様方におかれましても共通認識を持っていただけるといいかと思しますので、よろしくお願いいたします。

事務局 受付番号 1 番ですが、818 m<sup>2</sup>で〇〇万円となっております。受付番号 2 番の 39 m<sup>2</sup>については、〇〇万円となっております。

〇〇委員 10a 当たりの金額であるか否か確認願います。

事務局 確認して報告します。

〇〇委員 権利移動する際に、土地改良区への負担金が結構大きくて 0 円での売買には繋がらないと思っていますので、10a 当たりなのかこの案件に対してなのか確認をお願いいたします。

事務局 案件によって記載内容が違ってきますので、確認のうえご報告するようにいたします。

- 事務局長 受付番号1番の〇〇地区については、818 m<sup>2</sup>に対して〇〇万円という金額で、畑地で柿の園地ではないかと思われます。
- 〇〇委員 この土地は柿の園地でなく、譲渡人〇〇さんが軽量鉄骨のハウスを建てられたようです。それを営農組合長の〇〇さんがハウスで育苗するために売買に至ったようです。  
新たに育苗施設を建てないことで、営農組合としては助かるということです。
- 事務局長 次回以降は現地確認を行ったうえで、委員会に諮りご説明することといたします。今回の件につきましては、ご了承いただきたく存じます。
- 議長 ないようでしたら、議案・報告事項はすべて終わりますが、いかがでしょうか。
- 議長 来月の総会日程は令和2年10月2日（金）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。
- 議長 以上で、南砺市農業委員会第2回総会を閉会いたします。  
(閉会時刻 午後3時20分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長